

高麗・朝鮮－明間における初期使行ルートの変遷 (上)

森平, 雅彦
九州大学大学院人文科学研究院歴史学部門 : 教授

李, 康郁
九州大学大学院人文科学府 : 博士課程

<https://doi.org/10.15017/4772805>

出版情報 : 史淵. 159, pp.1-36, 2022-03-14. Graduate School of Humanities, Faculty of Humanities, Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

高麗・朝鮮－明間における初期使行ルートの変遷（上）

森平雅彦、李 康郁

1. はじめに
2. 最初期における東シナ海ルートの利用 — 1369～70年 —
3. 高麗・明関係の動揺と2つの遣使ルート
 - (1) 渤海海峡ルートの上昇と東シナ海ルートの利用継続 — 1371～72年 —
 - (2) 2つの使行ルートをめぐる矛盾 — 1373～74年 —
 - (3) 禡王代の対明外交の蹉跌と東シナ海ルート — 1375～88年 — （以上、本号）
4. 両国の体制変動と渤海海峡ルート・遼西ルートの選択
 - (1) 高麗最末期の状況 — 1388～92年 —
 - (2) 朝鮮初期の状況① 洪武・建文年間 — 1392～1402年 —
 - (3) 朝鮮初期の状況② 永楽年間の北京巡幸前 — 1402～09年 —
 - (4) 朝鮮初期の状況③ 永楽年間の北京巡幸期 — 1409～21年 —
5. 各ルートの経由地
6. おわりに

1. はじめに

16世紀半ばの朝鮮で魚叔権が撰した類書『攷事撮要』の卷中・中原進貢路程には、明の国都である北京順天府（現 北京市）に朝鮮使節が陸路で赴くルートが記されている。その朝鮮国外部分の行程を図示すると図1のとおりである。しかし周知のように、北京が明の国都になったのは第3代永楽帝（在位1402～24）のときからであり、1368年に初代洪武帝（在位1368～98）が建国した当初、その国都は江南の南京応天府（現 江蘇省南京市）であった。また明が建国と同時に元朝皇帝をモンゴル高原に追いやった後も、なおしばらく、朝鮮半島に隣接する遼東地方はモンゴル側（北元）の勢力が掌握していた。そのため当時の高麗王朝が陸路で明と通交するのは不可能だった。

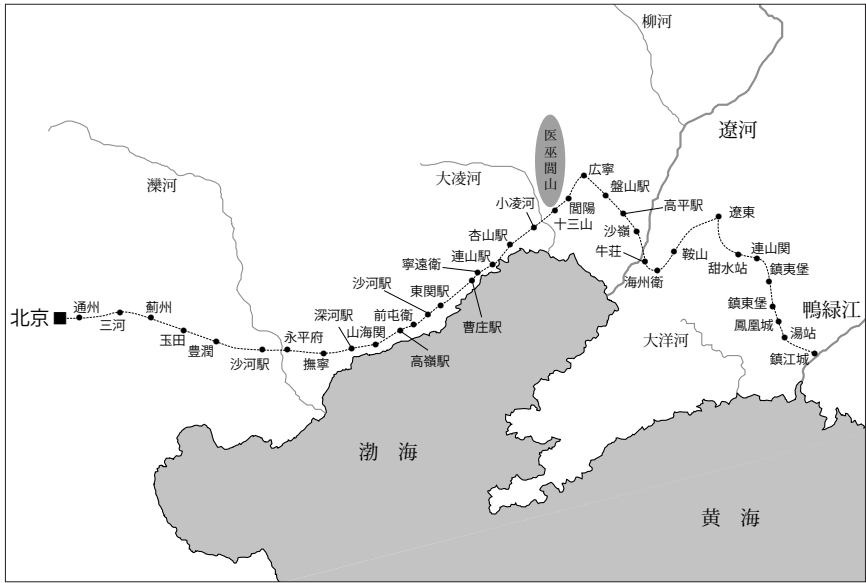


図1 『攷事撮要』中原進貢路程所載の朝鮮使節入明ルート（森平2012所載図を一部改訂）

では、南京時代の明と高麗・朝鮮両朝との間を使節が往来した交通ルートは、いかなるものだったのであろうか。各時代の国際関係の基盤的条件としてヒト・モノ・情報の具体的な移動様相を理解するうえで、これは等閑視できない問題である。使行ルートをめぐって双方に摩擦が生じたこともあるため、狭義の外交史の観点からも重要となる。しかしこの問題に関連する先行研究は、個別事例に関する分析や言及は比較的多いものの、全体像となると、部分的な情報から大まかなイメージを演繹するにとどまり、事例の悉皆調査から帰納された実証的な復元はなされていないといわざるを得ない。

たとえば、大韓民国の明代史研究の第一人者である朴元燾（2002: 297）は、次のように総括している。

元の残存勢力が遼東に残っていた14世紀末と女真族が勃興した明末の動乱期にあたる17世紀初には必然的に海路を選択するしかなかった。また朝鮮

世宗3年（永楽19年、1421）に北京に遷都するまで、明の首都であった南京に往来するには、遭難事故さえ除外するとすれば、事実上海路がずっと便利な点が多かった。海路を選択するといってもいったん遼東半島の旅順口までは陸路で赴き、続いて船で山東半島の登州に渡り、再び陸路で南京に赴くという経路である。

すなわち、明が北京に遷都する以前は海路を通じて往来した。その海路とは、遼東半島南端の旅順口（現遼寧省大連市旅順区）と山東半島北端の登州（現山東省煙台市蓬萊市）の間の渤海海峡を渡るものであり、その前後の朝鮮半島－旅順間、山東半島－南京間は陸路をたどった、ということである。しかし後述するように、以上の認識は実際の史実とはだいぶ異なっている。

一方、明清時代の中朝間交通について体系的な研究をおこなった中華人民共和国の張士尊（2012: 第2・3章）の叙述内容を整理すると、次の①～④のようになる。

- ①高麗－明間の遣使では当初海路が使用され、その航路は高麗王都開京（現黄海北道開城市）の外港礼成江と長江河口の太倉（現江蘇省蘇州市太倉市）とを結び東シナ海を横断するルート（南路）であった。
- ②1371年に明が遼東進出を開始すると、同地方を經由して旅順から渤海海峡を越えて登州に渡るルートが開かれ、1373年には海難防止のため洪武帝が南路からの遣使の停止を通告する。しかし両国関係の緊張により、明は高麗使節が遼東から入朝することを拒絶し、高麗使は引き続き海路を利用した。
- ③高麗は1379年にはじめて遼東経由で遣使するが、以降も遼東での入国拒否が繰り返される。明使の場合、1371年以降に遼東経由で派遣されるが、登州－旅順間を渡海するルートだけではなく、冀東平原（河北省東部）を經由するルート（渤海湾西岸の遼西地方を經由）をとる場合もあった。
- ④遼東のモンゴル勢力の中心であるナガチュが1387年に明に降伏する前後か

ら、遼東經由の高麗の遣使が盛んになり、渤海海峡を越えるルートに加え、遼東から遼西地方を抜けて北京方面にむかうルートも開通する。これが朝鮮王朝に引き継がれるが、永樂帝が即位して北京に常駐するに伴い、後者が主要な遣使ルートとなる。

以上の張士尊の見解は、朴に比べると格段に詳細だが、それでもなお事例を部分的にピックアップしての概述にとどまる。『高麗史』、『高麗史節要』（以下『節要』と略記）、『朝鮮王朝実録』、『明実録』、私文集など従来利用されてきた基本史料の情報も網羅的には駆使されておらず、加えて既知の史料文献だけでは越えられない限界もある。そこで本稿では、既往の史料文献から得られる情報をより総合的に整理し、さらに新たな史料文献の情報を加えることで、状況の推移をより詳密な形で復元することに努めたい。

本研究を共著として発表するにいたった経緯は次のとおりである。2017年12月、李康郁は九州史学会朝鮮学部会にて高麗恭愍王代の対明関係と倭寇問題および1374年の濟州島出兵の相関関係に関する口頭発表をおこない、そのなかで高麗と明の最初期の使行ルートについて未利用の史料の存在を示した。当時モンゴル時代の朝中間航路の復元を進めていた森平は、李のみいだした史料が自身の研究の傍証になることから、李の許諾を得て当該史料を利用した。この段階では、森平の研究成果が公表される前に李が当該の知見を自身の論文で明らかにし、森平はその論文をもって参照表示する予定だった。ところがその後、李論文（李康郁2021）では成稿過程で構成の都合から使行ルートに関する言及を捨象したため、森平論文（森平2021）では李の口頭発表資料（李康郁2017）をもって参照表示せざるを得なくなった。ここで森平論文での言及が使行ルートに関する李の成果を示す唯一の公刊資料になるというねじれが生じた。一方、李の新知見はそれのみで単独の論考とするには構成面で不足すると判断された。そこで今回協議して、李の当初の研究をベースに、森平がこれを発展させて北京遷都以前の明と高麗・朝鮮両朝との使行ルートの全体像を総括することで、当初の成果を形に残すことにした次第である。諸賢の諒解を乞う。

以下ではまず第2節から第4節にかけて、高麗・朝鮮側の使節が中国本土（華北・江南）にアプローチする際の3通りのルート選択に注目し、それぞれの選択肢が浮上する段階に応じて時期を大きく3つに区分して状況を論じる。そのうえで第5節において、各ルートによる使行の具体的な経路を、中国本土内の行程を含めて提示する。第2節から第4節にかけて登場する関係地名については図2を適宜参照されたい。

2. 最初期における東シナ海ルートの利用——1369～70年——

1368年に即位した明の初代皇帝洪武帝は、ただちに日本や東南アジア諸国を含む周辺地域にむけて建国を通知する使節を派遣した。当時高麗は恭愍王（在位1351～74）の治世であったが、高麗に対しては同年末に符宝郎偃斯が派遣された⁽¹⁾。偃斯は「海洋を渉」って高麗にむかい、翌1369年4月、高麗に姿を現した⁽²⁾。さらに立て続けに同年6月にも内使監丞金麗淵が明国内に残留していた高麗人の送還を名目に来訪したが、この遣使も明では「有司に命じて舟を具」えて実施された⁽³⁾。一方、高麗からの遣使も、1371年と1375年の使節が、それぞれ座礁や悪風などのアクシデントにともなっていたことだったが、王都開京の外港である礼成江口沖合の喬桐島にいたことがわかる⁽⁴⁾。

すでに先行研究では、こうした事例を根拠として、両国間の最初期の遣使は海路を通じておこなわれたと指摘しているが（張士尊2012: 47-53; 윤은숙2014: 331-334）、問題はその具体的な航路である。過去に北宋と高麗の間では、開京のある朝鮮半島中西部から黄海を横断して山東半島に直航する航路（北路）と、朝鮮半島南西沿海を経由して東シナ海をおしわたり、高麗・日本向けの国際貿易港だった明州（現浙江省寧波市。南宋・元代は慶元、明代以降は寧波）を窓口とする江南沿岸に到達する航路（南路——以下では東シナ海ルートとよぶ）があった（cf. 森平2013; 同2014）。

윤은숙は経路について具体的に触れていないが、対宋通交の事例も参照しつつ、山東半島北端の登州に往来する航路だとしており、上記の北路を想定して



図2 高麗・朝鮮-明間の初期使行ルート関係地図

いるとみられる。一方、張士尊は、高麗使船の慈恩島（朝鮮半島南西沿海）における遭難⁽⁵⁾や、長江最下流の太倉への入港⁽⁶⁾、長江口沖合での遭難⁽⁷⁾といった事例をあげて、もっぱら東シナ海ルートが利用されたと解釈している。

確かに東シナ海ルートに沿った慈恩島での遭難例は、同ルートの利用を示唆する。しかし高麗使船が長江河口部にいたこと自体は、それだけでは必ずしも東シナ海ルートの利用を在証しない。直前の元代には、太倉を拠点に江南の税糧を大都（現北京市）まで海上輸送する海運システムが確立されたことを背景に、いわばその応用編として、江南を発した船舶が華北沖合を北上して山東半島北端から渤海海峡を渡り、遼東半島南岸をへて朝鮮半島に到達した状況も想定される（森平2021: 300-302）。最初期の高麗－明通航においてもこうした航路が利用されたかもしれない⁽⁸⁾。そのため、江南が発着地であるというだけでは、必ずしも東シナ海ルートの利用が証明されないのである。

この問題は既知の史料文献のみではこれ以上の進展が望めない。ここに新たな知見を加えてくれるのが、李康郁の見いだした『錦城日記』である⁽⁹⁾。本書は日本の京都大学附属図書館に所蔵され、朝鮮半島南西沿海部の羅州（現全羅南道羅州市）の郷吏（在地吏員）が蓄積してきた14世紀半ばから15世紀後半までの官員の離着任、公人來訪等の記録を逐年で整理した書冊である。従来、地方行政・地方社会史料として知られてきたが、実はこのなかに、最初期の明との使節往來に関する情報が含まれているのである。この事実自体は早くに本書を学界に紹介した田川孝三（1969: 116-117）が指摘していたが、李康郁（2017）が「再発見」するまで、具体的な分析が加えられないままになっていた。

その丙午年（1366）条には次のように記されている（史料原文中の下線部は吏読。以下同じ）。

皇帝の使節である僖相公と副官の一行が唐船で4月某日に州内の曲火浦に到着して上陸した。體覆使李下生が当州まで下向して迎え、同使節一行とともに上京した。（皇帝使佐僖相公・副官人行李、唐船以四月日州地曲火浦到泊下陸。體覆使李下生下界到州迎達、同使佐行次一同上京）

ここにみえる偃相公（相公は敬称）は、1369年に初めて高麗を訪れた明使偃斯にほかならない。1366年に繫年されているが、その時点では皇帝国としての明そのものが存在せず、当然偃斯の派遣もおこなわれていない。『錦城日記』では自ら1367～69年（丁未・戊辰・己酉（本書中では乙酉と誤記））分のデータが欠落していると記すが、実際には1369年分の記録が存在しているのである。これはデータを整理するなかで繫年ミスが発生したものであろう（田川1969: 116）。すなわち偃斯一行は、正史が記録するのと同じ1369年の4月にまず羅州の曲火浦（詳細な位置は不明）に到着し、そこから開京にむかったことになる。

さらに同年条（実際には1369年）には続けて次のように記録されている（訳文中の〔 〕は筆者による補足、（ = ）は注釈。以下同じ）。

6月、〔明の〕同使節一行と回謝使洪尚宰・副使李下生・書状官葦之元・押物官（=貨物担当）偃延寿・打軍（=護衛）・訳語（=通訳）偃長寿がともに州に下向してきて到着した。護送使の宰臣林堅味が下向してきて、按廉使とともに使節に奉拝した後に上京した。正郎禹仁烈が恩賜の酒と衣服に陪従して州にやってきて、使節一行に破格の支給をおこない、みな乗船した後に都に帰還した。（六月分、同使佐行次及回謝使洪尚宰・副使李下生・書状葦之元・押物偃延寿・打軍・訳語偃長寿一同下来到州。護送使宰臣林堅味下来、按廉使一同使佐奉拝後上京。正郎禹仁烈教是御酒衣陪来到州、使佐各行次破費、並只騎船後、還上京）

使命を果たした偃斯らは、5月には開京を辞して帰国の途につくが⁽¹⁰⁾、翌月に下船地の羅州まで戻ってきたのである。同時に高麗の答礼使（回謝使）が明にむかったわけだが、高麗正史では1369年に派遣された彼らの名が礼部尚書洪尚載・監門衛上護軍李夏生と記されている⁽¹¹⁾。『錦城日記』ではこれが同音異字表記になっており、明使とともに羅州にきたことになっている。明使到来から僅か2ヶ月後の遣使であり、独自に使船を仕立てるのではなく、明使船に同乗して入朝したとおもわれる。

このように、最初の明使は羅州に着船し、答礼の高麗使を伴って羅州から船出して帰国した。朝鮮半島中西部の開京を最終目的地とする明使の使船着発地が半島南西部の羅州だったことは、朝鮮半島南西沿海を経由する東シナ海ルートを利用して使船が往来した事実を示す。同年に高麗を訪れた2番目の明使である金麗淵の使船もまた、同じコースをたどった可能性が高いだろう。

同じ1369年の8月には高麗から摠部尚書成准得、大將軍金甲雨、工部尚書張子温が、賀聖節（皇帝の誕生日祝い）、賀千秋節（皇太子の誕生日祝い）、賀正（新年祝い）および朝賀儀注の下賜要請の目的で派遣された⁽¹²⁾。往路に関する情報はないが、翌年5月26日に一行が高麗国都に帰還する⁽¹³⁾前に羅州を経由した事実が、『錦城日記』より確認される。すなわち庚戌年（1370）条に5月4日のこととして、「おふたつの節日使（＝賀聖節使と賀千秋節使）成俊得（＝成准得）・副使金某（＝金甲雨）・書状官李某・訳語・押物官・打軍の一行（二分節日使成俊得・副使金__・書状李__・訳語・押物・打軍行次）」が迎えられたと記している（史料原文の__は空格を示す）。すなわち彼らは東シナ海ルートより帰国したとみられ、往路も同じ航路を利用した可能性が高い。なお、一行のうち張子温だけは少し遅れて6月に帰国したが⁽¹⁴⁾、理由や経路ははっきりしない。

1370年4月には明の道士徐師昊が高麗の山川祭祀のために派遣され、年内に帰国するが⁽¹⁵⁾、これに関するルート情報は伝わっていない。同年5月、尚宝司丞となった偃斯が、今度は恭愍王冊封のために高麗を再訪する⁽¹⁶⁾。その到来について、『錦城日記』庚戌年（1370）条には次のように記録している。

5月2日、詔書使偃相公・回謝副使・書状官・押物官・打軍・訳語がみな帰還し、当州の木浦に上陸し、州治に到着した。（五月初二日、詔書使偃相公・回謝副使・書状・押物・打軍・訳語皆只還出来、州地木浦下陸到州）

偃斯が開京の高麗朝廷に到着するのは5月26日だが⁽¹⁷⁾、同月初めには羅州の木浦⁽¹⁸⁾に到着していた。やはり東シナ海ルートを利用したとみられるが、このとき一緒にいた「回謝副使・書状官・押物官・打軍・訳語」は、前年偃斯の帰

朝に同道して明にむかった高麗の答礼使一行（ただし正使洪尚載の帰国については不詳）と考えられる。

1ヶ月後の6月24日には明の百戸である丁志と孫昌甫が高麗朝廷を訪れているが⁽¹⁹⁾、彼らはいわゆる蘭秀山賊の追捕を目的としていた。蘭秀山賊は中国浙江沖の舟山列島の海民勢力であり、1368年に明に反乱を起こして鎮圧された後、その残党が海を越えて高麗に逃亡し、南西部地域に潜伏していた（藤田1997）。『錦城日記』によると、「護送孫百戸・丁百戸等各行次」もまた、1370年5月4日に羅州で迎えられた人々の一部であり、楔斯の再訪に同道して東シナ海ルートで高麗入りしたとみられる。

さらに、このとき羅州で迎えられた人々のなかには「長寧公主の一行と護送使の宦官（長寧公主行次及護送使火者）」もいた。長寧公主は恭愍王の兄である忠恵王（在位1330～32/1339～44）の娘であり、モンゴルの有力諸侯であるコンギラト族の魯王家に嫁いだ⁽²⁰⁾。その後、元明交替の混乱のなかで消息不明となっていたのだが、明によって収容され、このとき高麗に送還されたのである⁽²¹⁾。彼女もまた護送担当の宦官とともに東シナ海ルートで羅州に着船したのであろう。

同年6月には明の礼部主事栢礼・侍儀舎人ト謙も開京を訪れ、明の皇子封建と科挙程式の頒布について伝達している⁽²²⁾。彼らの高麗朝廷到着は上記の百戸丁志・孫昌甫と同日であり、いかにも明から同道してきたかにおもいこみそうである（cf. 末和1996: 147-148）。しかし前述のように、丁志らは約2ヶ月前の5月初に楔斯らに引き続いて羅州に着船した。楔斯らの開京到着が同月末だったのに対し、丁志らがさらに1ヶ月遅れたのは、彼らが蘭秀山賊の追捕にあっていたためである（李康郁2021: 42-43）。栢礼が丁志らとともに高麗入りしたのであれば、『錦城日記』にともに言及される可能姓が高いし、蘭秀山賊の追捕などには同行せず、楔斯らとともに5月末に開京に到着したであろう。したがって栢礼らは、楔斯・丁志らとは別にやや遅く高麗に入り、たまたま開京に到着するタイミングが丁志らと重なったとみるべきである。ただし具体的な経路情報を欠く。

また同1370年8月には賀聖節使および皇子封建の祝賀使として判宗簿寺事尹

控が明に派遣される⁽²³⁾。往路に関しては直接の情報を得られないが、復路については『錦城日記』辛亥年（1371）条に次のように記されている。

江南に赴いて帰国した宰臣尹恭（＝尹控）・判事僕長寿・書状官・押物官・訳語・打軍らの一行が4月に唐船でもどってきた。……尹宰臣は陸路で送り帰らせ、その他の一行も陸路上京させた。（江南入帰為有如宰臣尹恭・判事僕長寿・書状・押物・訳語・打軍等各行次、四月分、唐船以出来。……尹宰臣乙良以陸路押帰、其餘各行次陸路上京）

尹控も海路を通じて羅州に上陸したのであり、東シナ海ルートを利用したとみられる。往路も同様と考えるのが自然だろう。ここには使用船が「唐船」、すなわち中国船だったことも記されている。『錦城日記』では僣斯の最初の派遣でも「唐船」を使用したと記しているが、これらはジャンクと通称される航洋性に優れた中国の木造帆船だったと考えられる⁽²⁴⁾。かつて高麗が東シナ海ルートを通じて宋に遣使する際にも、一般に華人海商のジャンクを利用したと推定される（金榮濟2009: 207-211; 李鎮漢2011: 第3・7章; 森平2014: 93-96）。

1370年には他にも高麗から明への遣使が3件、明から高麗への遣使が2件あった⁽²⁵⁾。9月には高麗から明に科挙受験者も送っている⁽²⁶⁾。これらは経路情報を欠くが、少なくとも『明太祖実録』巻52・洪武3年（1370）5月丁巳に収める、洪武帝が遼東に割拠するモンゴル勢力の巨頭ナガチュに対して帰順を勧告した文書のなかでは、「高麗は藩屏と称して海を渡って朝貢してくる（高麗称藩航海来庭）」と言及されている。また高麗からの科挙受験者を翌年帰国させた際には「舟を遣して送還（遣舟送還）」した⁽²⁷⁾。上記のように海上の経路が具体的にわかるケースでは、いずれも東シナ海ルートばかりが示唆された。最初期には高麗に隣接する遼東地方がモンゴル勢力におさえられており、明との使節往来が海路によるほかなかったことは確かである。そしてそれは、もっぱら東シナ海ルートを通じて実施されたと理解してよいのではないだろうか。

ただし同じ東シナ海ルートでも、礼成江口ではなく羅州で発着したケースが

あることは、対宋通交との違いである。前述のように、その後の高麗使船には礼成江口沖合の喬桐島を経由したものがあるので、礼成江口より発したとみられるケースも確かにある。上にみた、帰国時における羅州着船のみが確認される高麗使などは、往路は礼成江口から発船して羅州を経由しなかったために『錦城日記』に記録がない可能性も考えられる。

では、この時代に羅州での発着例が出現するのはなぜか。使船が明から高麗へ渡航する場合には、船体の損傷や物資欠乏などの理由で航海を中断し、羅州で上陸することもあり得よう。しかし高麗側で使船を仕立てて明に渡航する際に羅州から出航するケースは、この理屈では説明できない。倭寇が活発に活動していた当時の情勢を顧みるに、やはり朝鮮半島西方海上を移動中に倭寇に襲撃されることを警戒して、使節の海上移動区間を短縮する選択をした可能性が有力であろう。これはあくまで運航者側の危険予測によるものなので、実際の倭寇の動静に対応するとは限らないが、1369～71年に朝鮮半島西岸地域で倭寇事件が頻発していたことは確かである⁽²⁸⁾。

3. 高麗・明関係の動揺と2つの遣使ルート

(1) 渤海海峡ルートの浮上と東シナ海ルートの利用継続——1371～72年——

1371年2月、遼東南部に割拠するモンゴル側の軍閥劉益の帰順⁽²⁹⁾をきっかけに、明は山東から渤海海峡を越えて遼東に進出していく（cf. 和田1955: 282-292; 荷見2014: 23-29; 윤은숙2014）。当初の帰順地域は遼東半島南端の金州（現遼寧省大連市金州区）から復州（現大連市瓦房店市）、蓋州（現遼寧省營口市蓋州市）、そして遼河口付近の海州（現同省鞍山市海城市）にかけてであり⁽³⁰⁾、明は蓋州の得利羸城に遼東衛指揮使司を置き、劉益ら現地勢力を任官した⁽³¹⁾。しかし前代から遼東の政治の中心であった遼陽（現遼寧省遼陽市）方面にはモンゴル側の高家奴が健在であり、6月には劉益とともに帰順した洪保保が再離反して劉益が殺害されるなど⁽³²⁾、情勢はなお流動的だった。明は同年7月に定遼都衛を設置して官員の派遣も進めていくが⁽³³⁾、翌年6月になって正式に設定さ

れた行政区は金州、復州、蓋州の3州にとどまり⁽³⁴⁾、当初の帰順地域の最北である海州は含まれていない。このことから、1371年の段階で明が安定的に確保できた領域は、海州よりも南の遼東半島内にとどまったと考えられる（cf. 李康郁2021: 38-39）。

こうしたなかで1371年の11月末、高麗は賀正使として韓邦彦を明に派遣するとともに、明の中書省に宛てて次のような内容の咨文を送った⁽³⁵⁾。

本年8月、同知密直司事鄭思道を遣わして海路を通じて京師に赴かせ、明年の賀正をおこなおうとしたが、喬桐島にいたって船が浅瀬に乗り上げて水漏れを起こし、〔それ以上〕進めなくなった。また本年9月、あらためて密直副使韓邦彦を遣わして賀正しようとしたが、出航するや暴風に見舞われて沈没してしまった。小邦は京師から遠く海を隔て、寒冷期には結氷して発船しがたくなるので、進賀の期日に遅れることが憂慮される。金州・復州等の地は海を越えるのに多少距離が近くなり、〔そこから先の陸路は〕駢路が利用できる。遼東を経由すれば、期日に間に合うと期待される。いま韓邦彦を遣わして先ず遼東都司に出向き、〔そこから〕京師に赴いて〔新年を〕進賀させる。〔このむね〕上奏してとりはからわれたし。（於本年八月、遣同知密直司事鄭思道、駕海赴京、賀明年正、到喬桐島、船著浅穿漏、不得前去。又於本年九月、更遣密直副使韓邦彦賀正、開船忽被暴風滄没。小邦去京師隔海甚遠、天寒氷合、難以発船、恐違進賀之期。金・復等州、涉海稍近、駢路可通。經由遼東、庶望及期。今遣韓邦彦、前往遼東都司、赴京進賀。請聞奏施行）

これによると、直前の同年8月、高麗は賀正使として鄭思道を明に派遣したが海難事故により失敗し、9月には代わって韓邦彦を派遣したが、またしても暴風のために頓挫した。前年までと同様、海路による対明遣使が企画されたわけだが、少なくとも鄭思道の乗船は喬桐島で座礁しており、礼成江口から発船したと推定される。この失敗をうけ、11月末に高麗は再度韓邦彦を派遣したわ

けだが、今度は遼東都司（遼東衛指揮使司）にむかわせ、金州・復州の地、すなわち遼東半島の南端から渤海海峡を越えて入国することを要望している。明の遼東進出の開始をうけ、遣使ルートとして遼東を経由して渤海海峡を渡るルートに高麗側から目をつけたのである（以下、渤海海峡ルートとよぶ）。

上の内容はあくまで高麗側の要請だが、実際2ヶ月半ほど後の翌年2月、韓邦彦は洪武帝のもとに入朝している⁽³⁶⁾。南京までの所要日数を考慮すると、明からの回答を待ってからでは間に合わないので、咨文の発出と同時に立出た——すなわち韓邦彦自身が咨文を持参して遼東都司に赴いたとみるべきである。咨文における韓邦彦の派遣に関する言及の仕方もそうした文脈に合致し、すでに実施した措置の説明として読める。後年洪武帝は、このとき韓邦彦が山東の明軍を偵察しにきたとの疑念を高麗側に示したが⁽³⁷⁾、このことも彼が山東に渡ったことを示しており、結果的に渤海海峡ルートでの入朝が実現したことがわかる。張士尊(2012: 52)が遼東経由で入明した初例を1379年の沈徳符の派遣とするのは正確ではない。

筆者らと同じく韓邦彦がはじめて遼東経由で入明したとの見解をとる윤은숙(2014: 340)は、このとき一行が遼東半島南端にいたるまでの陸路について、遼陽から遼河口の牛家荘（海州西郊。現遼寧省鞍山市海城市牛庄鎮）を経て遼東半島北岸を金州まで南下するルートを想定している。しかし上記のごとく、牛家荘がある海州以北の地域は、当時なおモンゴル側の勢力圏、および両勢力が対峙する前線地帯だったはずなので、そこを高麗使が通過したとみるのは無理がある。おそらく韓邦彦は、鴨緑江を渡った後、遼東半島南岸をたどって山東への渡航口（旅順）がある金州に直接むかったか、当初遼東衛指揮使司が置かれた蓋州が劉益亡き後も明側の中心拠点としてなお確保されていれば（当時の定遼都衛の位置は不明）、遼東半島を縦断していったんそちらにむかうかしたのであろう。

ただ『明太祖実録』によると、韓邦彦派遣の少し前、同年9月には高麗の朝貢船の太倉入港が明朝廷に報告されている⁽³⁸⁾。そして12月には姓名不明の高麗使が洪武帝に翌年の賀正をおこなっているが⁽³⁹⁾、上記の朝貢船で入明した人物

に相当する可能性がある。この使者については高麗側にはっきりとした記録がないが、9月といえば海路による韓邦彦の派遣が頓挫したところである。『明太祖実録』の來使記事が事実であるとすれば、高麗は渤海海峡ルートの開拓に先立ち、一方ではなおも東シナ海ルートからの遣使を試みたのであろうか。あるいは韓邦彦が率いた船団の一部が、正使脱落后もそのまま航海を続けて明に到達し、本来の使命を果たしたのかもしれない。

少なくとも高麗は、直後の1372年3月、四川平定の祝賀と高麗子弟の留学を要請するために知密直司事洪師範を派遣した際にも⁽⁴⁰⁾、東シナ海ルートを選択したらしい。この一行は同年8月に海路で帰国しようとして許山付近で遭難し⁽⁴¹⁾、正使洪師範は溺死し、鄭夢周ら生存者が救出されたが、その経緯は太倉衛から明朝廷に報告されている⁽⁴²⁾。そこで使船の発着地は太倉だったと考えられる（荒木2013: 83）。太倉を出た使船が遭難した許山は、杭州湾口に浮かぶ灘浒山にあたる。すなわち使船は長江口から南下していたのであり、舟山列島を経由して東シナ海ルートで帰国する予定だったとみられる（朴現圭2009; 森平2021: 303）。おそらく往路も同経路だったのであろう。

同年5月に明は延達麻失里と孫内侍を派遣し、下賜品を送るとともに、元末にそれぞれ江南と四川で自立した漢（陳漢）と夏（明夏）の皇帝家属を高麗に流してきた。この一行も「海船一隻を選び」⁽⁴³⁾、「航海して来」た⁽⁴⁴⁾。

同年8月にはこの下賜品に対する謝礼のため賛成事姜仁裕が派遣されるが⁽⁴⁵⁾、この一行は太倉で明にむかえられ、南京まで案内されている⁽⁴⁶⁾。やはり東シナ海ルートで江南にいたったと考えられる。

11月には大護軍金甲雨が耽羅（済州島）の馬を献上するために明に派遣された⁽⁴⁷⁾。金甲雨は翌1373年正月9日に済州島に到着して献上馬を調達した後、3月12日に明にむけて出航したが悪天候により羅州に漂着する。その際損失した馬匹を再調達した後、8月24日に再度済州島を出航し、9月10日に明州府定海県（現浙江省寧波市鎮海区）に到着した⁽⁴⁸⁾。東シナ海ルートを利用したことは確実である。

経路が必ずしも明示されない延達麻失里らのケースも、前後の状況に鑑みて、同じく東シナ海ルートを利用したとみてよからう。

(2) 2つの使行ルートをめぐる矛盾——1373～74年——

しかし高麗は遼東経由の遣使を模索しつづけた。1373年2月に高麗は判書張子温を定遼衛に送って咨文を伝達したが、それによると、それ以前のある時期に高麗は馬匹献上のために鄭庇を派遣して「定遼城」経由で入朝しようとしたことがあった⁽⁴⁹⁾。明はすでに1372年に遼陽地方を経略して高家奴を降伏させ（和田1955: 283-284）、定遼都衛の要請により6月に遼陽を自国の遼陽府・県として定めなおした⁽⁵⁰⁾。そして閏11月には遼陽城の北に定遼右衛を置いた⁽⁵¹⁾。定遼右衛の設置場所が遼陽そのものでなかったのは、そこにはすでに遼東経営の中心機構である定遼都衛がうつついていたからであろう。この定遼都衛が1375年以降遼東都指揮使司となる⁽⁵²⁾。上記の張子温は少し前の1372年11月末にも聘問の名目で定遼衛を訪れているので⁽⁵³⁾（同衛の遼陽地方進出に対応する措置であろう）、次の派遣で話題とされた鄭庇の派遣とは、1372年11月末以降におこなわれたとみられる。そこで鄭庇がむかった「定遼城」とは、遼陽を指すと考えられる。

しかしこのとき、鄭庇に対して明の守門官は入城を拒み、「山東の新附の民にとって苦痛になるので、高麗の使臣はこの経路で入朝してはならない（山東新附百姓生受、高麗使臣休這路上来）」との聖旨があったと告げたので、鄭庇はやむなく引き返した⁽⁵⁴⁾。高麗使が遼東を経由すると、山東を通過する際、現地住民に応接の負担をかけるというのである。明が中原－遼東間の連絡に遼西地方を経由する全行程陸路のルートを確認するのは1387年にナガチュを降伏させた結果であるから（和田1955: 304-311）、1372、1373年の段階で高麗使が遼東を経由する場合、渤海海峡ルートを通じて直接山東に入るほかない。

それが拒絶されたので、1373年2月に再び張子温を派遣して明の意向を確認したのだが、定遼衛の総兵官からは「高麗の使臣は海路で入朝させるだけにせよ（高麗使臣、止教海道朝京）」との聖旨があったと告げられた⁽⁵⁵⁾。このように明は、支配下に収めて日の浅い山東地方の疲弊を理由に渤海海峡ルートによる高麗の遣使を禁じ、かわりに海路——東シナ海ルートのみを利用するように指定したのである。ただ高麗使を遼東から遠ざける動機としては、まさに1372年11月の段階で北元のナガチュが遼東における明軍の兵站基地であった牛家荘

に大規模攻撃を加えたこと⁽⁵⁶⁾も関係する可能性が高い。この事件により遼東情勢に対する明の危機意識が高まり、ナガチュと高麗が遼東で連携しているとの疑念が示されるまでになるのである（cf. 末松1996: 166-167; 荒木2013: 85）。

ともあれ遼東からの入朝が拒絶されたことで、1373年6月、前鶏林尹金庾・密直副使鄭元庇（鄭庇）らを賀聖節、賀正、貢馬のために派遣する際には⁽⁵⁷⁾、再び海路が予定されたようなのだが、このときは倭寇の活動のため、ただちに発船できなかった⁽⁵⁸⁾。そうしたところ翌月、前年に派遣した姜仁裕が、同年に方物献上、賀聖節、賀千秋のために派遣された金湑、成元揆、林完⁽⁵⁹⁾、および遭難した洪師範一行の生存者である鄭夢周らとともに帰国し、洪武帝の言葉を伝えたが、そこには次のような内容が含まれていた⁽⁶⁰⁾。

昨年洪という姓の者（＝洪師範）が海上で船舶を損壊し、海上は通過しがたく困難が多いことを知った。そなたに船舶と人力をあたえ、そなたの官人たちには登州にいて渡海させれば、3日で通過できる。今後は海を通じて我が国に来るな。いまは海上を平穩にするのである。もし海路で来たならば、我が方はそなたを応対しない。海路で来る場合、清廉で才能ある秀才の吏員を小船に乗せて送って来るのであれば、我が方でもきちんと応対する。貪欲・横暴な者が来てはいけない。今後その他は海路で通交するな。〔以上を〕そなたの国王に伝えよ。（去年姓洪的海面上壞了船隻、見海上難過有、許多艱難。与恁船隻脚力、教恁官人每往登州過海、三个日頭過的。今後不要海裏来我。如今静海有。如海裏来呵、我不答应恁。如海裏来的、廉幹好秀才吏員著小船上送将来、我便答应。不要貪的来。今後其餘的海裏不要通連。説与恁国王）

すなわち、1372年に洪師範一行が東シナ海ルートで遭難したことをうけて、今後は基本的に海路による遣使を中止し、登州経由の渤海海峡ルートを利用せよというのである。この聖旨には、上の内容とは別に姜仁裕らに対する「そなたは太倉に戻り、3ヶ月以内（＝もしくは3月中）に順風があれば帰還せよ（恁

到太倉、三月内風汎好呵、回去)」という指示も記されているので、仁裕らは到着地の太倉から再び海路（東シナ海ルート）で帰国したかにみえる。しかし一行が帰国した後に高麗が明に送った咨文には次のような内容がある。

近く聖慮の憐れみをこうむり、洪師範が海で溺死したので、今後は海からの来朝を求めることなく、姜仁裕らには特に驛路を通じて帰国させた。（近蒙聖慮垂愍、洪師範在海渰没、今後休要海裏来、特令姜仁裕等、自驛還国）⁽⁶¹⁾

ここから姜仁裕らが、実際には海路ではなく、「驛路」（陸路）で送還されたことがわかる。海路帰還の指示が後から撤回されたのかもしれないし、3ヶ月以内（または3月中）という出立期限が何らかの理由で超過して切り替えられたのかもしれない。同時に帰国した他の使節も、おそらく姜仁裕に同道したのであろう。ここでいう陸路は、南京から山東にいたり、渤海海峡を渡って明が確保した遼東南部を通過するルートだったはずである。

このように洪武帝は、高麗使が通過する地方への配慮として渤海海峡ルートの封鎖を指示しつつ、一方では海難事故に配慮して東シナ海ルートの封鎖を指示するという矛盾した命令を出したことになる。異様な事態に直面した高麗は、1373年7月、まず派遣予定の使臣のうち鄭庇を賀正使として、また濟州馬献上の名目で判繕工寺事周英賛を定遼衛にむかわせたが、これらは拒絶される⁽⁶²⁾。そこで今度は東シナ海ルートによる遣使の続行を選択する。

1373年10月、賀正・陳情謝恩表の進呈、および献馬のために密直副使周英賛・判繕工寺事禹仁烈を派遣し、明の科挙を受験する金潜・曹信・宋文中が同道した。しかし一行の乗船は南西部の全羅道沖の慈恩島付近で難破し、上記人員のうち禹仁烈・宋文中は生還したが、その他は溺死するという事態になった⁽⁶³⁾。船の沈没地点からみて、一行が東シナ海ルートによる渡航をめざしていたことは明らかである。

この惨事をうけて、新たに密直副使張子温が使節に起用され、11月に今度は

遼東から入朝をめざした。しかしこれは受け入れを拒まれてしまう⁽⁶⁴⁾。ただ前述した姜仁裕らのように、この当ても高麗使が帰国する際には遼東経由が許される場合もあったようだ。同年12月、前年に入明した金甲雨が帰国する⁽⁶⁵⁾。前述のように彼は往路では東シナ海ルートで渡航した。しかし後に、帰国途上に山東半島の萊州（現 山東省煙台市萊州市）で馬を盗売したことを罪責されているので⁽⁶⁶⁾、彼も復路では山東を通過して渤海海峡を渡り、遼東経由で帰国したとみられる。

事態を開閉すべく、1374年2月、高麗は再び「海路渡航の禁令を違える罪に甘んじる（甘違禁過海之罪）」道を選んだ⁽⁶⁷⁾。同知密直司事鄭庇、判繕工寺事禹仁烈、上護軍周誼が海船で派遣されたが、その際、賀正使の派遣が遅延したことについて、前年の段階で遼東からの入国が拒絶され、海路から派遣しようとしたところ海難事故に見舞われたという状況を説明した。そして、遼東からの入朝が許されておれば遅滞することはなかったとして、上奏の必要があれば「便道」により入朝することを許すように要請した⁽⁶⁸⁾。希望ルートを直截に述べていないが、文脈上、遼東から渤海海峡ルートによる入朝を希望しているのは明らかで、明側もそのように理解した⁽⁶⁹⁾。

鄭庇らの足跡は『錦城日記』甲寅年（1374）条にも、

唐船護送別監李龜陽が2月28日に州に入った。進奉使鄭元庇（＝鄭庇）が3月13日に州に入った。謝恩使の上將軍朱洎（＝周誼）、副使禹仁烈、書狀官宋文貴ら一行が同日に州に入った。（唐船護送別監李龜陽、二月二十八日入州。進奉使鄭元庇、三月十三日入州。謝恩使上將軍朱洎・副使禹仁烈・書狀宋文貴各行次、同日入州）

と記されている。羅州を経由したことから東シナ海ルートの利用が証明される。唐船護送別監李龜陽は、鄭庇らの使船を運航または乗船地まで送り届ける任務を担当した官員であろう。興味深いのは、ここでも「唐船」が使われたことである。明は同年9月に江南の国際貿易港である明州・泉州・広州の市舶司（貿

易管理局)を廃止して民間貿易を全面禁止するが⁽⁷⁰⁾、それ以前から高麗に渡航していた華人海商の船か、高麗側で保有する中国船であろう⁽⁷¹⁾。いずれにせよ、航洋性に優れたジャンクが利用されたのである。

鄭庇らは同年6月に帰国したが、その際にもたらした明の中書省からの咨文には、洪武帝の意向が、「朝貢路については、3年に1回聘問することとし、海路で来朝するように(朝貢道路、三年一聘、従海道来)」と記されていた⁽⁷²⁾。陸路(渤海海峡ルート)を優先したい高麗の思惑は外れた形になるが、少なくとも陸路も海路も禁止するという矛盾状態はひとまず解消された。

おりしも4月からは濟州馬の調達のために明の礼部主事林密と孳牧大使蔡斌が高麗を訪れていた⁽⁷³⁾。彼らが9月に帰国する際、高麗は密直副使金義を護送の任と定遼衛への馬匹送付のために帯同させ、また同知密直司事張子温を朝貢路開通の謝恩と冠服下賜の要請のために派遣した⁽⁷⁴⁾。明使の進行は遅く、なかなか高麗から出国しなかったが、同月中に恭愍王は側近によって暗殺されてしまう⁽⁷⁵⁾。そこで翌月には恭愍王の子として新たに禡王が即位したので、明に対して訃報をつけ、諡号の下賜と新王の承認を要請する必要が生じた。このとき張子温はまだ連絡がつく近処にいた。高麗政府は彼を密直使に昇格させ、典工判書閔伯萱を副えて上記の新たな使命を追加した⁽⁷⁶⁾。

しかし11月、明使がようやく鴨緑江を越えて開州站(現遼寧省丹東市鳳城市)にいたったとき、かねて彼らとの関係が悪化していた護送担当の金義は、蔡斌を殺害し、林密を拘束して明に献上するはずだった馬匹とともにモンゴル(北元)へ出奔した(金義はもともと「胡人」出身でもあった)⁽⁷⁷⁾。この突発的な事件をうけ、張子温と閔伯萱は本国に逃げ帰ってきた⁽⁷⁸⁾。事件の経緯を明に通報した文書を移録した『吏文』巻2所収の「金義叛逆都評議使司申」によれば、このとき張子温は明使と行動をとともにしていたのである。おそらく9月の段階からそうだったのであろう(末松1996: 170)。この場合、彼は明の指定とは異なる経路で入朝しようとしたことになるが、明使との同道であれば問題なかったのであろう。いずれにせよ、おもいがけない事件により頓挫したのである。

（3）禡王代の対明外交の蹉跌と東シナ海ルート——1375～88年——

新たに誕生した禡王政権は、後見人の李仁任の主導下で、恭愍王が明との通交開始とともにいったんは断ち切ったモンゴル（北元）との関係を復活させる。しかし明との関係を放棄したわけではなく、両面外交が展開された。まずは使者殺害事件にともなう関係悪化を防ぐ必要があった。

1375年正月、高麗は一度送り損ねた告喪と即位承認・諡号下賜要請の使者として判宗簿寺事崔源を派遣し、あわせて明使殺害事件の経緯とこれに対する処置について報告した⁽⁷⁹⁾。3月には判事孫天用を遣わして馬匹を献上し⁽⁸⁰⁾、5月にも判典儀寺事全甫を派遣して歳貢馬を献じた⁽⁸¹⁾。後述のように彼らはみな明によって拘留された。11月には済州島の叛乱の鎮圧を報告する遣使をおこない⁽⁸²⁾、また12月には賀正使として密直副使金宝生を派遣した⁽⁸³⁾。

このとき金宝生は風に阻まれて喬桐島に戻って停泊したので（阻風還泊喬桐）、礼成江口から海路で出立したことが明らかである。彼は翌年正月に再出発している⁽⁸⁴⁾。一方、『錦城日記』によると、乙卯年（1375）11月1日に唐船修理別監の咸某が羅州に入っている。これまでの事例と同じく、東シナ海ルートでの遣使がジャンクにより行われていたとすると、おそらく使船として利用するジャンクの整備を任務としたのであろう。同年末に派遣された金宝生の乗船は礼成江口から出立たとみられるわけであるから、12月におこなわれたもう1つの遣使、済州島の叛乱鎮圧報告の遣使で利用された可能性が高い。

しかし明は高麗に対する警戒を緩めず、状況は改善しなかった。1376年に高麗は二度にわたって定遼衛に遣使して通好を求めたが⁽⁸⁵⁾、後述のようにその使者のうちの1人である李之富は明によって拘束されてしまった。

『明太祖実録』によると同年9月にも姓名不明の高麗の賀聖節使が明に入朝しているが⁽⁸⁶⁾（高麗史料には記録がない）、事態は翌年に動いた。同じく『明太祖実録』によると、1377年正月、姓名不明の高麗使が入朝して恭愍王への諡号下賜を要請し（これも高麗史料では記録を欠く）、洪武帝は諡号の下賜こそ認めなかったが、抑留中の高麗使の放免を決定する⁽⁸⁷⁾。そして12月に、まず随員とみられる丁彦ら358名を送還した⁽⁸⁸⁾。そこで高麗は翌1378年3月に判繕工寺事柳

藩・礼儀判書周誼を遣わしてこれらの国人送還を謝恩すると同時に、諡号下賜と即位承認を再度要請した⁽⁸⁹⁾。このとき高麗が送った表文には次の一節がある⁽⁹⁰⁾。

馬は耽羅より徴発して逋送しましたが、人が定遼衛にいくと拘留されたので、とりいそぎ、使節が確実に往来することを期して、あえて海に船を浮かべましたが、歳月が移り変わっても、船が戻ってきません。事変の経緯を知るよしもなく、ただひたすら呼びかけるしかありませんでした。(馬取諸耽羅に逋送、人到於定遼而被留、亟期行李之必通、乃敢浮海、而復年華之屢易、尚未回舟。罔知事變之所由、徒切籲呼而無已)

馬を献上する「人が定遼衛にいくと拘留された」という部分は、1375年に馬匹献上のために派遣された孫天用と全甫のことを指すと考えられ、彼らが定遼衛に赴いて拘束されたことがわかる。そこで海路による遣使に切り替えたというのだが、少なくとも金宝生と、濟州島の叛乱鎮圧報告の使者はこれに該当するだろう。孫天用より前に派遣された崔源の利用ルート、および1376年からここまでの明朝廷にむけての遣使がいかなるルートでおこなわれたかは不明だが、ここでさらに雪解けが進み、6月に抑留されていた使節代表である「崔源・全甫・李之富」らが送還されてくる⁽⁹¹⁾。

抑留者送還の機会をとらえ、1378年10月に謝恩と賀正の名目で判密直司事沈徳符と版図判書金宝生が明に派遣される⁽⁹²⁾。往路の情報はないが、少なくとも翌年の復路は遼東経由だった。このとき彼らは明使邵壘・趙振を同伴しており、遼陽東南方の甜水站(現遼寧省遼陽市遼陽県甜水満族郷)を経由している⁽⁹³⁾。ただ結局、ここで明使は高麗が北元に遣使したことを知り、高麗の二心を疑って引き返してしまった。

この事態をうけ、高麗は1379年3月に折り返し前典工判書李演と護軍任彦忠を明に送り、あらためて修好要請をおこなう。むかった先は遼東だったが、総兵官の潘敬・葉旺は受け入れを拒否した⁽⁹⁴⁾。さらに賛成事洪仲宣を啓稟使として明に派遣することにしたが、折しもナガチュが遼東で軍事行動を起こしたた

め、仲宣はすぐに出立しなかった⁽⁹⁵⁾。そのため洪仲宣は同年5月に弾劾されて追放されるが、遼東の緊迫をうけての出立遅延であるから、この方面を経由することが想定されていたことがわかる。

さきに沈徳符らが帰国する際、明からは修好（禍王承認）条件として一定数の良馬、金銀、細布の歳貢と執政陪臣の來朝などの要求事項が伝達されていた⁽⁹⁶⁾。そこで同年10月、その進貢と陳情のために門下評理李茂方・判密直裴彦が派遣される⁽⁹⁷⁾。その経路については、彼らが翌1380年2月に帰還した際の次の記録から判明する。すなわち『高麗史』卷134・辛禍伝・6年（1380）2月に次のようにある。

李茂方・裴彦が登州にいたって行き返してきた。茂方らが遼東に到着すると、都司（=遼東都指揮使司）が上奏し、省府・臺官が聖旨を欽奉したところ、「朝貢はもはや約束通り果たされず、陪臣はやってこない。そなたたち中書省から人を遣わして彼らのもとにいき、やってきた使者を引き返させよ。前の約束通りにすれば朝貢を許可しよう」とのことであった。（李茂方・裴彦、至登州而還。茂方等至遼東、都司奏、省府・臺官欽奉聖旨、所貢既不如約、陪臣不至。爾中書差人詣彼、發遣來使回還。須如前約、方許來貢）

李茂方らは遼東にいたり、いったんは山東の登州まで進んだ。当然遼東半島南端から渤海海峡を越えたのであろう。しかし洪武帝は、歳貢と執政陪臣の派遣が指示どおり実行されていないとして受け入れを拒み、一行はむなしく登州から引き返したのである。

そこでさらに高麗は、同年12月に門下賛成事権仲和・礼儀判書李海を進貢・請諭承襲のために派遣しようとしたが、遼東にいたったところで朝貢が所定の額に満たないとして却下された⁽⁹⁸⁾。1381年には10月、門下評理金庾が賀正、11月に密直使李海が馬匹献上のために派遣されたが、いずれも遼東で受け入れを拒まれて帰還した⁽⁹⁹⁾。翌82年にも4月に門下賛成事金庾、門下評理洪尚載、知密直金宝生、同知密直鄭夢周、密直副使李海、典工判書裴行儉等が進貢にむかっ

たが、彼らは遼東の甜水站で遼東都指揮使司の使者から皇帝の聖旨を示され、誠意が疑われるとして入境を拒まれた⁽¹⁰⁰⁾。同年6月に周謙、7月には雲南平定を祝賀するために密直司使柳藩が派遣され、11月には同知密直司事鄭夢周・版図判書趙胖が賀正・陳情と請諭承襲のために派遣されたが、いずれも遼東で入国を阻まれた⁽¹⁰¹⁾。

遼東での入国拒否が続いたことをうけ、1383年8月、高麗は門下賛成事金庾・密直副使李子庸を賀聖節、請諭承襲、陳情、賀千秋節のために「航海」で明にむかわせた⁽¹⁰²⁾。また同年11月に評理洪尚載、典工判書周謙を賀正のために送り出した⁽¹⁰³⁾。彼らは金庾一行ともども「海道阻険」のために期日に遅れたというので⁽¹⁰⁴⁾、やはり海路を利用したことがわかる。いずれも東シナ海ルートを利用したのであろう。ただ彼らは入朝遅延を理由に明で拘束されてしまった⁽¹⁰⁵⁾。

同年11月には金庾ら一行の随員とみられる訳者張伯と崔涓が明の京師より帰国している⁽¹⁰⁶⁾。彼らは金庾らの抑留について報告し、明の礼部の咨文を伝えたが、そこには、明が受領を拒否した献上品を裴仲倫に預けて「水路」で送還し、かつ崔涓らに「文」(咨文)を預けて「陸路」で帰国させると記されていた。文書のみ持参する者は陸路、大量の貨物を携行する者は海路とルートが使い分けされたのである。海路は東シナ海ルート、陸路は渤海海峡ルートを利用したとみてよいだろう。

遼東からの入国をめざしつつ、それが困難になると東シナ海ルートを通じて遣使した高麗の対応は、かえって明側の不信感を高めてしまった。翌1384年5月、洪武帝は遼東の守将唐勝宗らに対して高麗との絶交を指示するなか、「旧歳・今春」に「海路・陸路の双方から〔使者が〕やってきたのは臣礼にもとる(水陸兩至、皆非臣礼)」と批判している⁽¹⁰⁷⁾。「今春」、すなわち1384年春にやってきた遣使とは、前年末に海路で派遣された賀正使(洪尚載、周謙)が到着したものであろう。1384年6月、前判宗簿寺事張方平が馬2000頭の献上のために明の京師にむけて派遣される⁽¹⁰⁸⁾。この2000頭の馬匹は翌月に明朝廷で受領されているが⁽¹⁰⁹⁾、遼東都指揮使司からの送付とされており、高麗使節が直接南京にいたることはなかったとおもわれる。

このように禍王の対明外交は難渋したが、高麗の努力は続けられた。同年7月に政堂文学鄭夢周と右常侍李天禩が賀聖節、請承襲及諡、賀千秋節のために派遣される⁽¹¹⁰⁾。一行は9月には無事に南京に到達し⁽¹¹¹⁾、要請事項は却下されたものの、翌年4月までには帰国している⁽¹¹²⁾。このとき書状官を務めた鄭道伝の文集『三峯集』に当時の紀行詩が収められている。鄭道伝はこれ以外にも1390・92年の合計3度に渡る入明を経験し、文集では各次の使行時の作品が混在しているので、慎重に見分ける必要がある。ここでは甲子（1384）という年次が付される詩と、甲子年の紀行詩をカテゴライズした「奉使雜録」という標題⁽¹¹³⁾が付された詩が該当する。すなわち巻1・五言古詩の「嗚呼島弔田横」、巻2・五言律詩の「旅順口駅中秋」、同・七言絶句の「過高郵」、同・七言律詩の「上遼東都司経歴都事両先生」がそれである。これらの詩題から、経由地が遼東都指揮使司のある遼陽、遼東半島南端の旅順、当時嗚呼島とも呼ばれた渤海海峡の廟島列島中の隍城島（李聖炯2015）、そして山東－南京間の内陸ルート上の高郵（現 江蘇省揚州市高郵市）であることが判明する。一行は渤海海峡ルートを利用したのである。特に「旅順口駅中秋」は、出立した翌月の中秋（8月）に旅順から往路で渤海海峡を渡ろうとしていたことを示す（復路の日程は中秋にかからない）。

1384年にはさらに閏10月に歳貢と賀正のために連山君李元紘・銀川君趙琳が派遣されたが、献上馬が遼東で処理されたことから、遼東を経由したことがわかる⁽¹¹⁴⁾。『明太祖実録』巻170・洪武18年（1385）正月癸亥（1日）および丁丑（15日）には、使臣の名は記されないが、高麗から賀表と方物の進呈、および馬匹等の献上があったことが記されており、使臣が南京に到達したことが判明する。彼らも渤海海峡ルートを利用したのであろう。当時は明の強硬姿勢に対して高麗の官人が使者への任命を忌避したため、現職官僚ではない彼らが起用されたという。しかしこの間、高麗と明の間では、金銀の進貢を馬匹に換算し、貢馬の累計が一定数に達した時点で国交正常化を認める合意がなされ、その馬匹数は最終的に李元紘らの派遣によって達成される（末松1996: 180-181）。

これをうけて洪武帝は再び態度を軟化させ、高麗との通交再開を認める⁽¹¹⁵⁾。

1385年4月、洪武帝は金庾・洪尚載・李子庸・周謙・黃陶・裴仲倫ら、抑留していた高麗使を放免し、あわせて通交許可を伝達した⁽¹¹⁶⁾。このうち裴仲倫は、受領拒否された献上品を持参して海路で帰国する予定だった人物である⁽¹¹⁷⁾。また『節要』巻32・辛禍11年（1385）5月によると、高麗の人々は、このとき帰国した使者たちに対する政府の処遇をめぐり、金庾は明から大量の錦綺紗羅を持ち帰ったが、李仁任ら執政に賄賂を贈らなかったために処罰され、一方、洪尚載は海上で携行品を倭寇に略奪されたため（賄賂をとりようもなく）、かえって災難を免れたと噂した、という。これらのことから、送還された使節員一行は、一部で倭寇の襲撃にも遭いながら、海路で帰国したことがうかがわれる。東シナ海ルートとみてよかろう。

ここまで、この時期の使行ルートの特徴として、高麗が明に遣使するにあたっては遼東を基本的な入口として想定していたが、両国関係がこじれてそこが閉鎖されると、事態を打開すべく東シナ海ルートを通じて江南に直接使節を送り込むという手段が繰り返しとられたことがわかる。東シナ海ルートは、外交の膠着を打開するための、いわば切り札とされたのである。ただ明が設定した制限をかいくぐろうとする高麗の動きは、かえって洪武帝の不信感を高める逆効果にもなり得た。

ともあれ明の軟化をうけて、これ以降1387年まで双方の間で各種の遣使が活発に展開され、念願の禡王冊封や恭愍王への賜諡も実現する⁽¹¹⁸⁾。ただ正史にはその間の使用ルートに関する情報が乏しい。幸い1386年2月に政堂文学鄭夢周を正使として派遣された「請便服及群臣朝服・便服」「乞蠲減歲貢」の使節⁽¹¹⁹⁾に関しては、夢周の文集『圃隱集』に収める紀行詩から経路が判明する。鄭夢周はこれ以外にも1372・84年に入明を経験したが（入国拒否された使行を含めると計6回にもなる）、이승우（2015: 41）によると、文集巻1冒頭から少なくとも「鉄山」までの62題の詩は、明らかに1386年の入明時の作品を時系列に配列したものである⁽¹²⁰⁾。この場合、まず丙寅（1386）という紀年をもつ詩は端的な証拠になる。加えて、1372年の使行は前述のごとく往路は東シナ海ルートだったこと、また前述のごとく1384年の使行では7月に立出して翌年4月までに帰

国したのに対し、1386年では2月に出立して同年6月頃に帰国⁽¹²¹⁾していることも、各紀行詩の創作時期を特定する手がかりになる。

巻1冒頭の詩題は次のようなものである。

3月19日、海を渡って登州の公館に宿泊した。郭通事と金押馬の船は風に阻まれてまだ到着していない（三月十九日、過海宿登州公館。郭通事・金押馬船阻風未至）

筆者らが参照した『韓国文集叢刊』所収の朝鮮正祖代刊本（1791年）では、この詩に丙寅という年次を付した旧本があると注記している。これが正しければ、間違いなく1386年の作品であるが、そのことは詩題の内容からも確認できる。まず海を渡って山東の登州に到着したとあるので、往路の詩であることがわかる。当然、東シナ海ルートを利用した1372年の使行にはあてはまらない。また3月の出来事なので、7月に出立した1384年の使行にも該当しない。ここから、1386年に鄭夢周一行は渤海海峡ルートを通じて入明したことが判明する。

以降の路程をみると（詳細は後述）、一行は4月段階で「京師」（南京）に滞在している（「皇都」）。帰路では内陸を山東まで北上し、「蓬萊閣」（登州）、「沙門島」（廟島列島の長島（李聖炯2015））を経て、5月18日に鉄山（遼東半島先端の山）を望む旅順にいたる（「鉄山〔五月十八日、到旅順駅〕」。[]は細註）。帰路もまた渤海海峡ルートだったことを確認できる。

なお、これ以降に収める入明紀行詩は時系列が乱れており、その多くについて이승우（2015）は年次比定を保留している。ただそのなかの「旅順駅阻雨」には「五月遼東也似秋」、「復州。食桜桃」には「五月遼東暑氣微」という句節がある。旅順駅およびその隣州である復州での作詩場面が1386年の復路の旅順到着月と一致する一方、1384年の使行における帰路とは時期があわないので、1386年の作品である可能性がある⁽¹²²⁾。

1386年9月には門下評理金湊・同知密直司事李崇仁・密直副使張方平が賀正と献馬のために派遣されたが⁽¹²³⁾、この使行については李崇仁の文集『陶隱集』

に収める「出奉使録」の詩から経路が判明する。李崇仁は1388年にも入明し、そのときの紀行詩ものこされている。ただし『陶隱集』では紀行詩を詩体別に配列し、各年次の詩が混在している(김철웅2013)。しかも使行名目が2回とも賀正であり旅の季節も重なるので、内容からは区別しにくい点も多い。ただ巻2の「留沙門島。奉呈同行評理相君」にみえる「同行した評理の宰相(同行評理相君)」は、1386年の正使である門下評理金湊にはかならない(1388年で同行した宰相は門下侍中李穡と同知密直金士安)。すなわちこれは1386年の出使時の詩であり、このとき沙門島にいたことから、渤海海峡ルートでの移動だったことがわかる。本詩では海神に祈りつつ風待ちをする情景をうたっているのも、登州沖合の沙門島から遼東半島にむかって渤海海峡を渡る復路での作品と考えられる⁽¹²⁴⁾。

さらに1387年2月に高麗から派遣された知密直司事偁長寿は、洪武帝に対し、自身が入朝時に鴨緑江にいたったところで王から追加指示をうけ、明から下賜された衣冠を着用して帰国するよう命じられたことを伝えた。するとこれに対して洪武帝は、遼陽到着後に着用して帰国するように指示したという⁽¹²⁵⁾。往路で鴨緑江、復路で遼陽が言及されることから、ともに遼東を経由したことがわかる。渤海海峡ルートを利用したのであろう。

上記の偁長寿の帰国に先立つ1387年4月、明はついにナガチュを攻略してこれを降伏させ⁽¹²⁶⁾、遼東からモンゴル勢力を一掃する。これにより、遼東情勢をめぐり明と高麗の間でしばしば発生した軋轢も解消されるかにみえたが、事態は再び悪化する。同年9月、高麗はナガチュの降伏を祝賀すべく知門下府事張方平を派遣し⁽¹²⁷⁾、10月には賀正使として門下評理李玖・知密直李種徳を遣わした⁽¹²⁸⁾。ところが、一行が遼東の甜水站到ると、遼東都指揮使司から洪武帝の聖旨が示され⁽¹²⁹⁾、高麗の執政者は不誠実で信用できないとして絶交が通告されたのである。一行が遼東から入朝したことがわかるが、これにより彼らはその場から引き返さざるを得なくなった。12月には永原君鄭夢周を遣わして朝聘の再開を要請したが、またも遼東で入国を拒まれた⁽¹³⁰⁾。翌年正月にも密直司使趙琳を遣わして再度要請を試みたが、やはり遼東で拒まれた⁽¹³¹⁾。洪武帝はナガ

チュ最終攻略の際にも高麗が敵側と通謀することを恐れ、また軍馬調達のために明が提案した馬の和買に高麗が応じないことに不満を示していた（末松1996: 183-185）。

1388年2月、関係悪化前の前年閏6月から賀聖節使として再度入明していた悞長寿⁽¹³²⁾が帰国したが、ここでいわゆる鉄嶺衛問題の発生が高麗に伝えられる⁽¹³³⁾。遼東を手中に収めた洪武帝が、さらに高麗東北辺の鉄嶺以北地域をも自国の支配下に組み込む意向を示したのである。高麗ではこれに対処すべく密直提学朴宜中を派遣する⁽¹³⁴⁾。朴宜中の文集『貞斎逸稿』に収める「題沙門島壁上」、「蓬萊駅有感」という詩はこのときの作品とみられる。沙門島に加え、登州の宿駅である蓬萊駅⁽¹³⁵⁾が登場することから、渤海海峡ルートが利用されたことがわかる。「蓬萊駅有感」には「今年の5月5日は蓬萊駅にいる（今年重五蓬萊駅）」というフレーズもある。朴宜中は2月に出生したが、4月壬戌（18日）には鉄嶺衛問題に対する禍王の抗議文が洪武帝のもとに届いており⁽¹³⁶⁾、このとき朴宜中が南京に到着したことがわかる。そして早くも6月には本国まで帰国している⁽¹³⁷⁾。したがって上記の5月5日という日付は復路のものともみることができる。

結局、鉄嶺衛問題に関しては、当時高麗政府の新たな執権者となった門下侍中崔瑩を中心に対明強硬論が台頭し、遼東遠征が企画される。しかし前線司令官であった李成桂と曹敏修が反旗を翻して同1388年6月に禍王と崔瑩を追放し、禍王の子である昌王が新たに擁立された。対明外交は再び融和路線に回帰し、事変の顛末がただちに明にも報告された⁽¹³⁸⁾。禍王側の動きに対して明側が進めようとしていた高麗征討計画もすんでのところ回避され⁽¹³⁹⁾、鉄嶺衛の設置計画も沙汰済みとなる⁽¹⁴⁰⁾。

（次号に続く）

註

- （1）『明太祖実録』巻37・洪武元年（1368）12月壬辰；『高麗史』巻41・恭愍王世家・18年（1369）4月壬辰。

- (2) 『高麗史』 卷41・恭愍王世家・18年（1369）4月壬辰;『節要』 卷28・恭愍王18年4月。なお以下では、紀伝体の高麗正史である『高麗史』（1451年）の年代記記事に対して、姉妹編の編年体正史である『節要』（1452年）の対応記事が独自の内容をもたない場合（同一内容ないし節略記事である場合）、これを典拠表示からは省略する。
- (3) 『高麗史』 卷41・恭愍王世家・18年（1369）6月丙寅。
- (4) 『高麗史』 卷43・恭愍王世家・20年（1371）11月乙亥;同卷133・辛禔伝・元年（1375）12月。恭愍王を後継した禔王（在位1374～88）と、その子である昌王（在位1388～89）について、朝鮮時代に編まれた高麗正史では、高麗王族ではない辛姓の人間が不当に王位についたと位置づけ、特に『高麗史』では当該王代の世家相当の年代記を叛逆伝として掲載している。そのため彼らの尊号、廟号などは存在しない。ただし彼らに対する後世の処遇は、その政権を打倒した朝鮮王朝の建国勢力の正当性に関するプロパガンダの要素も含んでいる。本稿では基本的に彼らを諱によって禔王、昌王と呼び、史料表記にもとづく場合にのみ辛禔、辛昌と記す。
- (5) 『高麗史』 卷44・恭愍王22年（1373）11月壬寅;『節要』 卷29・恭愍王22年10月。
- (6) 『高麗史』 卷44・恭愍王世家・22年（1373）7月壬子。
- (7) 同前。
- (8) 荒木和憲（2013: 82-86）は、華北沿岸を北上して山東半島を経由する北回りの航路を想定している。末松保和（1996: 162-163）もまた、明確にはないが、そのような見方をとっていることをにおわせる言及をしている。
- (9) 本稿では『朝鮮学報』53（1969年）所収の影印を利用。なお、本書の性格については田川1969参照。
- (10) 『高麗史』 卷41・恭愍王世家・18年（1369）5月丁酉。
- (11) 『高麗史』 卷41・恭愍王世家・18年（1369）5月甲辰。
- (12) 『高麗史』 卷41・恭愍王世家・18年（1369）8月戊辰。
- (13) 『高麗史』 卷42・恭愍王世家・19年（1370）5月甲寅（26日）。
- (14) 『高麗史』 卷42・恭愍王世家・19年（1370）6月甲戌。
- (15) 『高麗史』 卷42・恭愍王世家・19年（1370）4月庚辰; 6月乙亥。
- (16) 『高麗史』 卷42・恭愍王世家・19年（1370）5月甲寅（26日）。
- (17) 同前。
- (18) ここでいう木浦は、梁山江河口にある現在の木浦港ではなく、羅州南郊の梁山江の河港を指す（『新增東国輿地勝覽』 卷35・全羅道・羅州牧・山川・錦江津）。現在の木浦港は、朝鮮時代に設置された水軍基地が上記の河港に因んで名付けられたことに由来する（同卷36・全羅道・務安県・関防・木浦營）。
- (19) 『高麗史』 卷42・恭愍王世家・19年（1370）6月辛巳（24日）。
- (20) 『高麗史』 卷91・長寧公主伝。
- (21) 『節要』 卷29・恭愍王19年（1370）4月。
- (22) 『高麗史』 卷42・恭愍王世家・19年（1370）6月辛巳。

- (23) 『高麗史』 卷42・恭愍王世家・19年（1370）8月甲戌。
- (24) 当時の航洋ジャンクについては、韓国西南近海で発見された14世紀のジャンクの沈船遺構、いわゆる新安沈船（全長約30m）を参考にすることができる。
- (25) 『高麗史』 卷42・恭愍王世家・19年（1370）7月壬寅；甲辰；乙巳；9月辛丑；『明太祖実録』 卷56・洪武3年（1370）9月癸丑。
- (26) 『高麗史』 卷42・恭愍王世家・19年（1370）9月辛丑。『節要』 卷29では同年8月の派遣とするが、これは応募者の選抜がおこなわれた月とみられる（『高麗史』 卷74・選舉志・科目・制科・恭愍王19年8月）。
- (27) 『明太祖実録』 卷62・洪武4年（1371）3月乙酉。
- (28) 『高麗史』 卷42・恭愍王世家・18年（1369）11月壬辰；戊午；19年（1370）2月己巳；癸酉；同卷43・恭愍王世家・20年（1371）3月丁亥；7月癸丑；8月癸卯；10月庚寅。
- (29) 『明太祖実録』 卷61・洪武4年（1371）2月壬午。
- (30) 『高麗史』 卷43・恭愍王世家・20年（1371）4月戊戌。
- (31) 『明太祖実録』 卷61・洪武4年（1371）2月壬午；同卷66・洪武4年6月壬寅。
- (32) 『明太祖実録』 卷66・洪武4年（1371）6月壬寅。
- (33) 『明太祖実録』 卷67・洪武4年（1371）7月辛亥。
- (34) 『明太祖実録』 卷74・洪武5年（1372）6月丙戌。
- (35) 『高麗史』 卷43・恭愍王世家・20年（1371）11月乙亥。
- (36) 『明太祖実録』 卷72・洪武5年（1372）2月丁酉。
- (37) 『高麗史』 卷44・恭愍王世家・22年（1373）7月壬子。なお本記事によれば、明に入った韓邦彦に対しては当初手足を縛って水中に沈める拷問までが加えられた。ただし末松保和（1996: 155）がこれによって彼が殺害されたとするのは誤認である。
- (38) 『明太祖実録』 卷68・洪武4年（1371）9月丁丑。
- (39) 『明太祖実録』 卷70・洪武4年（1371）12月是月。
- (40) 『高麗史』 卷43・恭愍王世家・21年（1372）3月甲寅。
- (41) 『高麗史』 卷44・恭愍王世家・22年（1373）7月壬子；同卷111・洪彦博伝；同卷117・鄭夢周伝。
- (42) 『明太祖実録』 卷75・洪武5年（1372）8月癸卯。
- (43) 『高麗史』 卷43・恭愍王世家・21年（1372）5月癸亥。
- (44) 『節要』 卷29・恭愍王21年（1372）5月。
- (45) 『高麗史』 卷43・恭愍王世家・21年（1372）8月壬寅。
- (46) 『高麗史』 卷44・恭愍王世家・22年（1373）7月壬子。
- (47) 『高麗史』 卷43・恭愍王世家・21年（1372）11月壬申。
- (48) 『史文』 卷2・金甲雨盜売馬罪名咨。
- (49) 『高麗史』 卷44・恭愍王世家・22年（1373）2月庚寅。
- (50) 『明太祖実録』 卷83・洪武6年（1373）6月戊戌；『明史』 卷41・地理志・山東・遼東都指揮使司。

- (51) 『明太祖実録』 卷86・洪武6年(1373)閏11月癸酉。
- (52) 『明太祖実録』 卷101・洪武8年(1375)10月癸丑;『明史』 卷41・地理志・山東・遼東都指揮使司。
- (53) 『高麗史』 卷43・恭愍王世家・21年(1372)11月壬申(29日)。
- (54) 『高麗史』 卷44・恭愍王世家・22年(1373)2月庚寅。
- (55) 同前。なお末松保和(1996:167-168)は、本記事は同年11月乙丑(28日)条にみえる張子温の明派遣記事(後出)に付すべきところを誤って繫年されていると推断する。しかし両記事では張子温の官職が異なり(判書、密直副使)、派遣地も異なる(定遼衛、京師)。別事件とみてよく、現時点で繫年を疑うべき理由はない。
- (56) 『明太祖実録』 卷76・洪武5年(1372)11月壬申。
- (57) 『高麗史』 卷44・恭愍王世家・22年(1373)6月辛卯。次註所掲史料では、このとき派遣された密直副使鄭元庇の名を鄭庇としており、両者が同一人物であることがわかる。
- (58) 『高麗史』 卷44・恭愍王世家・23年(1374)2月甲子。
- (59) 『高麗史』 卷43・恭愍王世家・21年(1372)7月辛未。
- (60) 『高麗史』 卷44・恭愍王世家・22年(1373)7月壬子。
- (61) 『吏文』 卷2・請通朝貢道路咨。
- (62) 『吏文』 卷2・請通朝貢道路咨;『高麗史』 卷44・恭愍王世家・23年(1374)2月甲子。
- (63) 『高麗史』 卷44・恭愍王世家・22年(1373)10月乙酉;11月壬寅;『節要』 卷29・恭愍王22年10月。事故の顛末は、朝貢路問題に関する明への要請文(『吏文』 卷2・請通朝貢道路咨)でも記されるが、遭難事故の発生地点を慈恩島の近似音で曹元島と表している。
- (64) 『吏文』 卷2・請通朝貢道路咨;『高麗史』 卷44・恭愍王世家・22年(1373)11月乙丑。
- (65) 『高麗史』 卷44・恭愍王世家・22年(1373)12月癸丑。
- (66) 『吏文』 卷2・金甲兩盜壳馬罪名咨。
- (67) 『吏文』 卷2・請通朝貢道路咨。
- (68) 『高麗史』 卷44・恭愍王世家・23年(1374)2月甲子;『吏文』 卷2・請通朝貢道路咨。なおこのとき高麗側から「我が国が遣わした人員が海路や陸路で往来して5年間になる(本国差去人員、従海或従陸往来五年)」(『吏文』 卷2・請通朝貢道路咨)と述べているが、この間、1371年の韓邦彦以外に渤海海峡ルート(陸路)で入明した例は確認できない。あるいは、遼東を目的地として派遣された使者、遼東で入朝を拒絶された使者、復路でのみ遼東を経由した使者などを含めているのかもしれない。
- (69) 『明太祖実録』 卷89・洪武7年(1374)5月壬申。『節要』 卷29・恭愍王23年(1374)2月では「陸路を通じて朝見することを要請した(請通陸路朝見)」と要約している。
- (70) 『明太祖実録』 卷93・洪武7年(1374)9月辛未。
- (71) 1372年には高麗の政堂文学韓仲礼が蘭秀山賊から海船を購入していたという問題が発覚している(『高麗史』 卷43・恭愍王世家・21年(1372)5月甲戌)。前述のごとく蘭秀山賊は中国・舟山列島の海上勢力であり、明軍に鎮圧された後に残党が東シナ海を越えて高麗に逃入していた。彼らが売却した船舶はジャンクだった可能性がある。

- (72) 『高麗史』 卷44・恭愍王世家・23年（1374）6月壬子。
- (73) 『高麗史』 卷44・恭愍王世家・23年（1374）4月戊申。
- (74) 『高麗史』 卷44・恭愍王世家・23年（1374）9月甲子。
- (75) 『節要』 卷29・恭愍王23年（1374）9月甲申。
- (76) 『高麗史』 卷133・辛禡伝・恭愍王23年（1374）11月。
- (77) 『節要』 卷29・恭愍王23年（1374）11月; 『高麗史』 卷133・辛禡伝・恭愍王23年11月。
- (78) 同前。
- (79) 『高麗史』 卷133・辛禡伝・元年（1375）正月; 『吏文』 卷2・金義叛逆都評議使司申。
- (80) 『高麗史』 卷133・辛禡伝・元年（1375）3月。
- (81) 『高麗史』 卷133・辛禡伝・元年（1375）5月。
- (82) 『高麗史』 卷133・辛禡伝・元年（1375）11月。
- (83) 『高麗史』 卷133・辛禡伝・元年（1375）12月。
- (84) 『高麗史』 卷133・辛禡伝・2年（1376）正月。
- (85) 『高麗史』 卷133・辛禡伝・2年（1376）2月; 3月。
- (86) 『明太祖実録』 卷108・洪武9年（1376）9月丁卯。
- (87) 『明太祖実録』 卷111・洪武10年（1377）正月丁未。
- (88) 『高麗史』 卷133・辛禡伝・3年（1377）12月。
- (89) 『高麗史』 卷133・辛禡伝・4年（1378）3月。
- (90) 同前。
- (91) 『高麗史』 卷133・辛禡伝・4年（1378）6月。
- (92) 『高麗史』 卷133・辛禡伝・4年（1378）10月。
- (93) 『高麗史』 卷134・辛禡伝・5年（1379）3月。
- (94) 『高麗史』 卷134・辛禡伝・5年（1379）3月。
- (95) 『節要』 卷31・辛禡5年（1379）5月; 『高麗史』 卷111・洪仲宣伝。
- (96) 『高麗史』 卷134・辛禡伝・5年（1379）3月。
- (97) 『高麗史』 卷134・辛禡伝・5年（1379）10月。
- (98) 『高麗史』 卷134・辛禡伝・6年（1380）12月; 『節要』 卷31・辛禡7年（1381）3月。
- (99) 『高麗史』 卷134・辛禡伝・7年（1381）10月; 11月; 12月。
- (100) 『高麗史』 卷134・辛禡伝・8年（1382）4月; 同卷135・辛禡伝・9年（1383）8月。
- (101) 『高麗史』 卷134・辛禡伝・8年（1382）6月; 7月; 11月; 同卷135・辛禡伝・9年（1383）8月。
- (102) 『高麗史』 卷135・辛禡伝・9年（1383）8月。
- (103) 『高麗史』 卷135・辛禡伝・9年（1383）11月。
- (104) 『節要』 卷32・辛禡11年（1385）4月。
- (105) 同前。
- (106) 『高麗史』 卷135・辛禡伝・9年（1383）11月ではこのときの帰国者として張伯をあげるのであるが、同・10年（1384）閏10月では張伯に加えて崔涓の名をあげている。

- (107) 『明太祖実録』 卷162・洪武17年（1384）五月是月。
- (108) 『高麗史』 卷135・辛禡伝・10年（1384）6月。
- (109) 『明太祖実録』 卷163・洪武17年（1384）7月丙辰。
- (110) 『高麗史』 卷135・辛禡伝・10年（1384）7月。
- (111) 『明太祖実録』 卷165・洪武17年（1384）9月甲寅。
- (112) 1385年4月に鄭夢周は禡王を自宅にむかえている（『高麗史』 卷135・辛禡伝・11年（1385）4月）。
- (113) 「奉使雜録」に分類される作品はしばしば甲子という紀年を伴っている。一方、「重奉使録」「重奉使雜録」と分類されているものがその後の使行であることは名称からも明らかである。そのうち前者には庚午（1390）の紀年を伴う作品があり、2度目の入明時のものである。したがって後者が1392年の3度目の使行時のものである。
- (114) 『節要』 卷32・辛禡10年（1384）閏10月。
- (115) 『明太祖実録』 卷170・洪武18年（1385）正月戊寅。
- (116) 『高麗史』 卷135・辛禡伝・11年（1385）4月。
- (117) 『高麗史』 卷135・辛禡伝・9年（1383）11月。
- (118) 『高麗史』 卷135・辛禡伝・11年（1385）9月。
- (119) 『高麗史』 卷136・辛禡伝・12年（1386）2月。
- (120) なお이승구는 62題の詩を一覧表にしながら、なぜか本文中では61題と述べている。『圃隱集』 卷1ではこれ以降にも多数の入明紀行詩を収める。その一部は壬子年（1372）の紀年をもち、最初の入明時のものであることがわかる。しかし1384年や1386年のものがどれだけ含まれているかは、いまのところ見極めがたい。ともあれ1386年の紀行詩の数が充実し、構成が一定に整った部分があるのは、作者が帰国直後にそれらを書物の形にまとめたためと考えられる（鄭道伝『三峯集』 卷3・圃隱奉使稿序）。
- (121) 高麗正史ではいずれも1386年7月に帰国したとするが（『高麗史』 卷136・辛禡伝・12年（1386）7月; 『節要』 卷32・辛禡12年7月）、このときの紀行詩集に対して鄭道伝が記した序文（前註参照）は、洪武19年（1386）6月下濶（下旬）付けて書かれており、実際には6月中には到着していたとみられる（7月は朝廷に参内して帰朝報告をおこなったタイミングであろう）。一方、このあと述べるように、5月18日の段階で鄭夢周は旅順にいた。これをふまえて이승구（2015: 40）は帰国時期を6月初と推定している。
- (122) ただし東シナ海ルートで渡航した最初の入明時も、帰路では渤海海峡ルートを通ったと考えられる（前述）。開京への帰着も同じ7月だったので、そちらの作品である可能性もいまのところ排除はできない。
- (123) 『高麗史』 卷136・辛禡伝・12年（1386）9月。
- (124) 김철웅（2013: 199）は、本詩の前に収める「登州蓬萊閣感懷」も1386年の遣使の帰国時の作品だと推定する。
- (125) 『高麗史』 卷136・辛禡伝・13年（1387）2月; 5月。
- (126) 『明史』 卷3・太祖本紀・洪武20年（1387）4月丁未。

- (127) 『高麗史』 卷136・辛禡伝・13年（1387）9月。
 (128) 『高麗史』 卷136・辛禡伝・13年（1387）10月。
 (129) 『節要』 卷32・辛禡13年（1387）11月。
 (130) 『節要』 卷32・辛禡13年（1387）12月。
 (131) 『高麗史』 卷137・辛禡伝・14年（1388）正月。
 (132) 『高麗史』 卷136・辛禡伝・13年（1387）閏6月。
 (133) 『高麗史』 卷137・辛禡伝・14年（1388）2月。
 (134) 『高麗史』 卷137・辛禡伝・14年（1388）2月。
 (135) Cf. 権近『陽村集』 卷6・奉使録〈宿登州蓬萊駅。詠懐古迹〉; 『圃隱集』 卷1〈蓬萊駅。示韓書状〉。なお、江南の紹興（現浙江省紹興市）にも同名の駅があったが、もとより別である。
 (136) 『明太祖実録』 卷190・洪武21年（1388）4月壬戌。
 (137) 『高麗史』 卷137・辛禡伝附 辛昌伝・辛禡14年（1388）6月。
 (138) 『高麗史』 卷137・辛禡伝附 辛昌伝・辛禡14年（1388）7月。
 (139) 『節要』 卷33・辛禡14年（1388）6月。
 (140) 『節要』 卷33・辛禡14年（1388）6月。

引用・参考文献（本号分のみ。次号にて全体を再掲）

【日本語】

- 荒木和憲（2013）「中世日朝通交貿易の基本構造をめぐって」『朝鮮史研究会論文集』51、pp.79-109.
 末松保和（1996）「麗末鮮初に於ける対明関係」『末松保和朝鮮史著作集5 高麗朝史と朝鮮朝史』東京: 吉川弘文館、pp.124-291.
 田川孝三（1969）「錦城日記について」『朝鮮学報』53、pp.107-156.
 荷見守義（2014）『明代遼東と朝鮮』東京: 汲古書院。
 藤田明良（1997）「『蘭秀山の乱』と東アジアの海域世界」『歴史学研究』698、pp.22-33.
 森平雅彦（2013）「文献と現地の照合による高麗—宋航路の復元」『高麗図経』海道の研究』同編『中近世の朝鮮半島と海域交流』東京: 汲古書院、pp.3-262.
 森平雅彦（2014）「高麗・宋間における使船航路の選択とその背景」『東洋文化研究所紀要』166、pp.67-123.
 森平雅彦（2021）「モンゴル時代における朝中間の海上交流と航路」『国立歴史民俗博物館研究報告』223、pp.285-312.
 李康郁（2017）「高麗恭愍王代後半期における対明関係と濟州征伐」九州史学会朝鮮学会発表レジュメ。
 李康郁（2021）「高麗恭愍王代の対明関係における倭寇問題と濟州島出兵」『朝鮮学報』258、pp.29-69.

和田清 (1955) 「明初の満洲経略上」 同著『東亞史研究: 満洲篇』東京: 東洋文庫、pp.260-336.

【朝鮮語】

金榮濟 (2009) 「麗宋交易의 航路와 船舶」 『歴史學報』 204、pp.237-267.

김철웅 (2013) 「이승인의 明 使行과 奉使錄」 『韓國人物史研究』 20、pp.179-210.

森平雅彦 (모리히라 마사히코) (2012) 「牧隱 李穡의 두 가지 入元 루트: 몽골 시대 高麗 - 大都 간의 육상 교통」 『震檀學報』 114、pp.89-132.

朴元燾 (2002) 『明初朝鮮關係史研究』 서울: 一潮閣.

朴現圭 (2009) 「高麗 賀平蜀使의 수로 교통: 鄭夢周 기록을 중심으로」 『圃隱學研究』 4、pp.78-96.

윤은숙 (2014) 「元末明初 劉益의 明朝 투항과 高麗의 對明 使行의 성격」 『歴史學報』 221、pp.325-354.

李聖炯 (2015) 「‘廟島’와 ‘嗚呼島’에 對한 文學地理的 考察: 對明 海路使行錄을 中心으로」 『大東文化研究』 90、pp.109-147.

이승수 (2015) 「1386년 정몽주의 南京 사행, 路程과 詩境」 『民族文化』 46、pp.31-64.

李鎮漢 (2011) 『高麗時代宋商往來研究』 서울: 景仁文化社.

【中國語】

張士尊 (2012) 『紐帶: 明清兩代中朝交通考』 哈爾濱: 黑龍江人民出版社.